

○ 北海道医療大学大学院長期履修規程（平成21年3月5日制定）

北海道医療大学大学院長期履修規程

平成21年3月5日
制定

（趣旨）

第1条 北海道医療大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第2条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にある者とする。

- （1） 職業を有し、就業している者
- （2） 家事、育児、介護等に従事している者
- （3） その他相当の事由があると認められる者

（長期履修の期間）

第3条 長期履修の期間は、学則第12条第2項に定めるところによる。

（在学期間）

第4条 長期履修を認められた者の在学期間は、学則第6条第3項に定めるところによる。

（休学期間）

第5条 長期履修を認められた者の休学期間は、学則第38条に定めるところによる。

（手続）

第6条 長期履修を希望する者は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書（様式第1号）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、長期履修を認めるものとする。

（長期履修期間の短縮・延長・取り止め）

第7条 長期履修期間の短縮、延長又は長期履修を取り止めようとする場合は、各研究科が定める期日までに、別紙申請書（様式第2号）により当該研究科長に申し出るものとする。

2 各研究科長は、前項の申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、その可否を決定するものとする。

（授業料）

第8条 長期履修を認められた者に係る授業料は、学則第45条に定めるところによる。

（学則の準用等）

第9条 この規程に定めるもののほか、学則を準用する。また、その他長期履修に関し必要な事項は各研究科において定めるものとする。

（改廃）

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学生から適用する。

様式第1号

（第6条関係）

様式第2号

（第7条関係）